

【ポスター発表】

視覚障害者の生活実態からみる社会的支援の課題

○ 神奈川工科大学 氏名 小川 喜道 (会員番号 4312)

キーワード：視覚障害 生活実態 社会的支援

1. 研究目的

近年、視覚障害者を取り巻く環境は大きく変化している。同行援護ではガイドヘルパーの役割も広がり、障害者総合支援法の施行により、一人一人に合わせて適切なサービスが提供されるよう見極めていく必要がある。また、IT分野においては、視覚障害者の情報入手やコミュニケーション手段において飛躍的に進歩している。こうした状況の中で、我が国における視覚障害者の日常生活は現在どのようになされているか、自立した生活を行うための訓練はどのように受けているか、視覚障害となった時点での仕事にはどのように対応していたか、などをアンケート調査により明らかにした上で、今日の視覚障害者をめぐる生活課題を整理し、今後の施策のあり方を示す。

2. 研究の視点および方法

本研究は、視覚障害当事者が自らの日常生活、社会生活を振り返り、調査すべき項目を抽出して作成した当事者主体の実態調査である。

(1) 対象：A 県視覚障害者団体会員、B 団体全国会員

(2) 回答方法：①メールによるアンケート送信に対する返信回答（B 団体の広報・情報提供用のメールマガジン購読者にてアンケートの主旨、設問を配信し、自由意志に基づき回答）、②アンケート用紙を用いた他者記述式回答（A 県協会の例会にて配布、その場で代筆による回答）

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針の第二項、C. 調査に関する6項目に基づき、匿名性を前提とし、人権侵害とならない配慮の下で実施した。

4. 研究結果

以下に、調査結果の一部を示す。

(1) 回答者の平均年齢は66.3歳であり、60歳以上は約80%を占めているが、これは厚生労働省の平成23年度の身体障害者実態調査とほぼ近い年齢構成となっており、回答者の生活などの傾向は我が国の視覚障害者の実態をある程度反映しているものと考えられる。

(2) 本調査では、1、2級を合わせると98.0%を占める。厚生労働省の平成23年度実態調査によれば、1、2級を合わせ64.7%となっているので、今回の調査結果は、重度視覚障害者の生活状況を把握することになる。

(3) 視覚障害者の生活訓練については、点字学習、歩行訓練、パソコン学習が60～70%と多くが受けており、日常生活訓練は回答者の3割程度にとどまっていた。前者は代替手段の獲得において専門職による指導が必要なものと言えるが、日常生活動作は動作そのものができていれば自ら対応できることもある。また、日常生活訓練は、歩行訓練の中に取り入れられている場合もあり、切り分けて受けていないことも考えられる。

(4) いずれの訓練も紹介元は、役所や病院よりも、家族や友人からの紹介が多くなっている。役所や病院から紹介されたという割合は、それぞれ10%台ないしそれ以下である。

(5) 使用できるコミュニケーション・通信手段で、なおかつ最も使用しているのが、パソコンであり、次に点字が続いている。伝達手段の迅速性と相手が点字の使用者か否かも選ばない利点があると思われる。回答者の平均年齢66.3歳であり、パソコンの習得も中高年齢であったことから、高齢者層にもパソコンの利便性が高いことがわかる。パソコンができるのは回答者全体の71.1%であったが、厚生労働省の平成18年度実態調査によれば、視覚障害者のうちパソコンを利用しているのは16.3%である。但し、本調査の対象がメール回答のできる人が多くを占めているためであり、単純に比較することはできない。

(6) パソコンの主な内容(複数回答)は、メールの利用139件、ホームページの閲覧113件、パソコン通販の利用41件、ネットバンキングの利用21件であり、利用の幅が広がりつつある。

(7) 職場の対応について、差別があったとしているのは回答者81人のうち11名(13.6%)、肩たたきを回答者75人中11名(14.7%)が受けていた。

(8) 職場の居づらさは73人の回答者のうち、44名(60.3%)が感じていたが、同僚の配慮、気遣い、思いやりは50名(64.9%)が受けていたとしており、また上司の配慮や気遣いは39名(53.4%)があったと回答している。

(9) 職場の配慮内容としては、人的支援が14件、物理的支援が5件、挙げられていたが、これらは、障害者差別解消法にうたわれている「合理的配慮」の検討に役立つ内容が含まれている。

5. 考察

本調査では、歩行、日常生活、点字、パソコンなどの訓練・学習について、受障後かなり期間が経っている例が多数あったこと、また、それら訓練・学習の紹介者の多くが、家族、友人あるいは当事者団体であり、市区町村や病院からの紹介が少ないことがわかった。受障後、円滑に自立した生活に移行できる支援体制を形成する上で、一人ひとりのニーズに基づき適切な社会資源に結び付けるための情報提供が求められる。そのためには、サービス提供の行政的主体である市区町村、また、障害の診断、治療を行っている医療機関の果たす役割が重要である。

コミュニケーション手段として情報機器の活用は非常に大きな割合を占めていること、また高齢視覚障害者もそれらを活用していることが今回の調査でわかった。しかし、一般のパソコンにスクリーン・リーダーを搭載すれば利用できる人たちばかりではなく、そこに到達できずにいる人たちへの支援が必要である。また、音声ソフトがあっても、ホームページ側に問題がある場合も多い。したがって、パソコンの学習の機会を増やすことはもとより、視覚障害者にとって使いやすいウェブ・アクセシビリティの実現が求められる。

就労について回答した81人のうち、1割程度が差別を受けたと感じていたり、肩たたきを受けた経験があるとしていた。また、職場の居づらさを感じていたのは6割を占めており、視覚障害のある状態で働くことの困難さを示していた。一方、上司や同僚の配慮、気遣いがあったという回答も半数以上を占めていた。これらは、職場での人間関係に基づくものが多く、職場での理解、周りの人たちの関わりの姿勢が大切であることが示唆されている。今後は、障害者差別解消法にうたわれている「合理的配慮」が十分になされる必要がある。